

基幹放送の設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件

平成25年7月26日

安全・信頼性基準の概要

放送法における安全・信頼性に係る技術基準の位置づけ

放送は、緊急災害時を含め、日頃から国民生活に必需の情報をあまねく届ける高い公共性を持ち、安全・信頼性が求められることから、放送を行うための電気通信設備に対し安全・信頼性に係る技術基準を定め、技術基準適合性を審査し、運用に当たり適合維持義務を課すもの。

放送法施行規則第102条から第115条にかけて、中波放送、短波放送、超短波放送、コミュニティ放送、地上デジタルテレビ放送、衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送に係る安全・信頼性に関する「技術基準」が示されている。

各条項における規定

第104条	予備機器等
第105条	故障検出
第106条	試験機器及び応急復旧機材の配備
第107条	耐震対策
第108条	機能確認
第109条	停電対策
第110条	送信空中線に起因する誘導対策
第111条	防火対策
第112条	屋外設備
第113条	放送設備を収容する建築物
第114条	耐雷対策
第115条	宇宙線対策

ただし、全ての放送メディアに対して同様に等しく条項を適用するのではなく、放送法施行規則第116条から第123条にかけて、放送メディアやその設備規模に応じて特例を規定。

第116条	中波放送
第117条	短波放送
第118条	超短波放送（コミュニティ放送を除く）
第119条	コミュニティ放送
第120条	地上デジタルテレビ放送
第122条	衛星基幹放送
第123条	移動受信用地上基幹放送

基幹放送の設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件（条文抜粋）

放送法

（昭和25年法律第132号）

（設備の維持）

第百十一条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 二 基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

第百十二条 特定地上基幹放送事業者は、自己の地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備（以下「特定地上基幹放送局等設備」という。）を前条第一項の総務省令で定める技術基準及び第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

（設備の維持）

第百二十一条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 二 基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

放送法施行規則

（昭和25年電波監理委員会規則第10号）

第五節 基幹放送に用いる電気通信設備

第一款 設備の損壊又は故障の対策

第一目 通則

（適用の範囲）

第百二条 法第百十一条第一項の技術基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）及び法第百二十一条第一項の技術基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）は、この款の定めるところによる。

（定義）

第百三条 この款において使用する用語は、次の定義に従うものとする。

（略）

基幹放送の設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件（条文抜粋）

（予備機器等）

第一百四条 番組送出設備、中継回線設備（送信空中線系及び受信空中線系を除く。）、地球局設備（送信空中線系を除く。）及び放送局の送信設備（送信空中線系を除く。）の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障（以下「損壊等」という。）の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、他に放送を継続する手段がある場合は、この限りでない。

（故障検出）

第一百五条 番組送出設備、中継回線設備、地球局設備及び放送局の送信設備（以下この款において「放送設備」という。）は、電源供給停止、動作停止、動作不良（誤設定によるものを含む。）その他放送の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時には、これを直ちに検出し、当該放送設備を運用する者に通知する機能を備えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ず同項に規定する機能を備えることができない放送設備は、損壊等の発生時にこれを目視又は聴音等により速やかに検出し、当該放送設備を運用する者に通知することが可能となる措置を講じなければならない。

（試験機器及び応急復旧機材の配備）

第一百六条 放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

2 放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の損壊等が発生した場合における応急復旧工事、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

（耐震対策）

第一百七条 放送設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。

2 放送設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。

3 その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備に関しては、前二項の耐震措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならない。

（機能確認）

第一百八条 放送設備の機器の機能を代替することができる第一百四条に規定する予備の機器は、定期的に機能確認等の措置が講じられていなければならない。

2 放送設備の電源設備は、定期的に電力供給状況の確認等の措置が講じられていなければならない。

基幹放送の設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件（条文抜粋）

（停電対策）

第九十条 放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられなければならない。

2 前項の規定に基づく自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。

（送信空中線に起因する誘導対策）

第一百条 送信空中線に近接した場所に設置する放送設備、工作物、工具その他送信空中線に近接した場所に設置するものは、送信空中線からの電磁誘導作用による影響を防止する措置が講じられていなければならない。

（防火対策）

第一百一十一条 放送設備を収容し、又は設置する機器室は、自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

（屋外設備）

第一百十二条 屋外に設置する空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物（次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。）は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならない。

2 屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されなければならない。

（放送設備を収容する建築物）

第一百三十三条 放送設備を収容し、又は設置する建築物は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 当該放送設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。
- 二 当該放送設備が安定に動作する環境を維持することができること。
- 三 当該放送設備を収容し、又は設置する機器室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に放送設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。

（耐雷対策）

第一百四十四条 放送設備は、落雷による被害を防止するための耐雷トランスの設置その他の措置が講じられていなければならない。

（宇宙線対策）

第一百五十五条 人工衛星に設置する放送設備は、宇宙線による影響を容易に受けないための放射線対策が講じられた構成部品の使用その他の措置が講じられていなければならない。

基幹放送の設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件（条文抜粋）

第二目 地上基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例

（中波放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例）

- 第百十六条 第五十条第二項、第百二十二条及び前条の規定は、中波放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。
- 2 第五十条第二項及び前条の規定は、中波放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備及び親局に係る放送局の送信設備について適用しない。
 - 3 第七十条第三項及び前条の規定は、中波放送の業務に用いられるプラン局への送信に係る中継回線設備及びプラン局に係る放送局の送信設備について適用しない。
 - 4 第四十条、第七十条、第八十条、第一百一十條、第百二十二条第二項及び前条の規定は、中波放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

（短波放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例）

- 第百十七条 第五十条第二項、第百二十二条及び第百十五条の規定は、短波放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。
- 2 第五十条第二項及び第百十五条の規定は、短波放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備について適用しない。
 - 3 第五十条第二項、第七十条第三項、第九十条及び第百十五条の規定は、短波放送の業務に用いられる親局に係る放送局の送信設備について適用しない。
 - 4 第四十条、第七十条から第九十条まで、第百二十二条及び第百十五条の規定は、短波放送の業務に用いられるプラン局への送信に係る中継回線設備について適用しない。
 - 5 第四十条、第七十条から第九十条まで及び第百十五条の規定は、短波放送の業務に用いられるプラン局に係る放送局の送信設備について適用しない。

（超短波放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例）

- 第百十八条 第五十条第二項、第百二十二条及び第百十五条の規定は、超短波放送（コミュニティ放送を除く。以下この条において同じ。）の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。
- 2 第五十条第二項及び第百十五条の規定は、超短波放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備及び親局に係る放送局の送信設備について適用しない。
 - 3 第四十条、第七十条から第九十条まで、第一百一十條、第百二十二条第二項及び第百十五条の規定は、超短波放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。
 - 4 前三項の規定は、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送（コミュニティ放送の多重放送であるものを除く。）の業務に用いられる電気通信設備について準用する。

基幹放送の設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件（条文抜粋）

（コミュニティ放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例）

- 第百十九条 第六十六条から第百十条まで、第十二条、第十三条第二号、第十四条及び第十五条の規定は、コミュニティ放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。
- 2 第四十条及び第六十六条から第十五条までの規定は、コミュニティ放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備について適用しない。
 - 3 第四十条、第六十六条から第百十条まで、第十二条第二項、第十三条第二号、第十四条及び第十五条の規定は、コミュニティ放送の業務に用いられる親局に係る放送局の送信設備について適用しない。
 - 4 第四十条から第十五条までの規定は、コミュニティ放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備について適用しない。
 - 5 第四十条から第百一条まで、第十二条第二項、第十三条第二号、第十四条及び第十五条の規定は、コミュニティ放送の業務に用いられるその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。
 - 6 前各項の規定は、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送（コミュニティ放送の多重放送であるものに限る。）の業務に用いられる電気通信設備について準用する。

（テレビジョン放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例）

- 第百二十条 第五条第二項、第十二条及び第十五条の規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。
- 2 第五条第二項及び第十五条の規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備及び親局に係る放送局の送信設備について適用しない。
 - 3 第七条第三項及び第十五条の規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送の業務に用いられるプラン局（テレビジョン放送の業務に用いられるプラン局へ放送波により中継する中継局又はテレビジョン放送の業務に用いられる複数のその他の中継局へ放送波により中継する中継局のうち当該複数のその他の中継局の放送区域の全体が同一の放送対象地域におけるプラン局の平均的な放送区域と同等となるもの（以下「みなしプラン局」という。）を含む。以下この項において同じ。）への送信に係る中継回線設備及びプラン局に係る放送局の送信設備について適用しない。
 - 4 第四十条、第七条、第八十条、第百一条、第十二条第二項及び第十五条の規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送の業務に用いられるその他の中継局（みなしプラン局を除く。以下この項において同じ。）への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

（臨時目的放送）

- 第百二十一条 第十六条から前条までの規定にかかわらず、前目の規定は、臨時目的放送の業務に用いられる放送設備について適用しない。

基幹放送の設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件（条文抜粋）

第三目 衛星基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例

- 第二百二十二条 第五条第二項、第十二条及び第十五条の規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。
- 2 第五条第二項及び第十五条の規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる中継回線設備について適用しない。
 - 3 第五条第二項、第六条第二項及び第十五条の規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる地球局設備について適用しない。
 - 4 第五条第二項、第六条、第七条及び第九条から第十四条までの規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる放送局の送信設備について適用しない。

第四目 移動受信用地上基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例

- 第二百二十三条 第五条第二項、第十二条及び第十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。
- 2 第五条第二項、第十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）について適用しない。
 - 3 第五条第二項、第六条、第七条及び第九条から第十四条までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。
 - 4 第五条第二項及び第十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる放送局の送信設備について適用しない。

基幹放送の設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件（一覧表）

表1 地上デジタルテレビジョン放送に係る措置項目と対象設備

措置項目		番組送出設備	中継回線設備			放送局の送信設備		
大分類	小分類		親局※1へ送信※2	プラン局※1へ送信	その他の中継局へ送信※3	親局※1	プラン局※1	その他の中継局※4
(1)	予備機器等	予備機器の確保、切替	○	○	○	○	○	○
(2)	故障検出	①故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○	○	○	○
		②やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	※5	※5	○	○	※5	○
(3)	試験機器及び応急復旧機材の配備	①試験機器の配備	○	○	○	○	○	○
		②応急復旧機材の配備	○	○	○	○	○	○
(4)	耐震対策	①設備据付けに関する地震対策	○	○	○	○	○	○
		②設備構成部品に関する地震対策	○	○	○	○	○	○
		③①、②に関する大規模地震対策	○	○			○	
(5)	機能確認	①予備機器の機能確認	○	○	○	○	○	○
		②電源供給状況の確認	○	○	○		○	○
(6)	停電対策	①予備電源の確保	○	○	○	○ ※6	○	○ ※6
		②発電機の燃料の確保	○	○	○	○ ※6	○	○ ※6
(7)	送信空中線に起因する誘導対策	電磁誘導の防止	○	○	○	○	○	○
(8)	防火対策	火災への対策	○	○	○	○	○	○
(9)	屋外設備	①空中線等への環境影響の防止		○	○	○	○	○
		②公衆による接触の防止		○	○		○	○
(10)	放送設備を収容する建築物	ア建築物の強度	○	○	○	○	○	○
		イ屋内設備の動作環境の維持	○	○	○	○	○	○
		ウ立ち入りへの対策	○	○	○	○	○	○
(11)	耐雷対策	雷害への対策	○	○	○	○	○	○

※1 基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号）の第7に定める親局及び中継局

※2 一事業者内の演奏所間回線を含む

※3 ※4の中継局（放送法施行規則（昭和二十五年六月三十日電波監理委員会規則第十号）の附則に規定される「みなしプラン局」）へ送信する中継回線設備においては、同規則の附則に規定される経過措置を踏まえ、プラン局へ送信する中継回線設備と同等の措置を講じる。

※4 ①プラン局へ放送波により中継する中継局

②複数のその他の中継局へ放送波により中継する中継局（当該複数のその他の中継局の放送区域の全体が同一の放送対象地域におけるプラン局の平均的な放送区域と同等となる中継局）

のいずれかに該当する中継局（みなしプラン局（図1、2参照））においては、放送法施行規則（昭和二十五年六月三十日電波監理委員会規則第十号）の附則に規定される経過措置を踏まえ、プラン局と同等の措置を講じる。

※5 番組送出設備、放送番組を親局へ送信するための中継回線設備、及び親局に設置される放送局の送信設備は、故障等を直ちに検出、運用者へ通知するための機能を設ける。

※6 放送法施行規則（昭和二十五年六月三十日電波監理委員会規則第十号）の附則に規定される経過措置を踏まえ、措置を講じる。

基幹放送の設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件（一覧表）

表2 中波放送(AM放送)に係る措置項目と対象設備

措置項目		番組送出設備	中継回線設備			放送局の送信設備		
大分類	小分類		親局 ^{※1} へ送信 ^{※2}	放送用周波数使用計画記載中継局 ^{※1} へ送信	その他の中継局へ送信	親局 ^{※1}	放送用周波数使用計画記載中継局 ^{※1}	その他の中継局
(1)	予備機器等	予備機器の確保、切替	○	○	○	○	○	○
(2)	故障検出	① 故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○	○	○	○
		② やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	※3	※3	○	○	※3	○
(3)	試験機器及び応急復旧機材の配備	① 試験機器の配備	○	○	○	○	○	○
		② 応急復旧機材の配備	○	○	○	○	○	○
(4)	耐震対策	① 設備据付けに関する地震対策	○	○	○	○	○	○
		② 設備構成部品に関する地震対策	○	○	○	○	○	○
		③ ①、②に関する大規模地震対策	○	○	○	○	○	○
(5)	機能確認	① 予備機器の機能確認	○	○	○	○	○	○
		② 電源供給状況の確認	○	○	○	○	○	○
(6)	停電対策	① 予備電源の確保	○	○	○	○ ※6	○	○ ※6
		② 発電機の燃料の確保	○	○	○	○ ※6	○	○ ※6
(7)	送信空中線に起因する誘導対策	電磁誘導の防止	○	○	○	○	○	○
(8)	防火対策	火災への対策	○	○	○	○	○	○
(9)	屋外設備	① 空中線等への環境影響の防止	○	○	○	○	○	○
		② 公衆による接触の防止	○	○	○	○	○	○
(10)	放送設備を収容する建築物	ア 建築物の強度	○	○	○	○	○	○
		イ 屋内設備の動作環境の維持	○	○	○	○	○	○
		ウ 立ち入りへの対策	○	○	○	○	○	○
(11)	耐雷対策	雷害への対策	○	○	○	○	○	○

※1 基幹放送用周波数使用計画(昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号)の第2に定める親局及び中継局

※2 一事業者内の演奏所間回線を含む

※3 番組送出設備、放送番組を親局へ送信するための中継回線設備、及び親局に設置される放送局の送信設備は、故障等を直ちに検出、運用者へ通知するための機能を設ける。

※4 放送法施行規則(昭和二十五年六月三十日電波監理委員会規則第十号)の附則に規定される経過措置を踏まえ、措置を講じる。

基幹放送の設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件（一覧表）

表3 短波放送に係る措置項目と対象設備

大分類	措置項目		番組送出設備	中継回線設備		放送局の送信設備	
	小分類			親局※へ送信	放送用周波数 使用計画記載 中継局※ ¹ へ送信	親局※	放送用周波数 使用計画記載 中継局※
(1)	予備機器等		予備機器の確保、切替	○	○	○	○
(2)	故障検出	①	故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○	○
		②	やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	※2	※2	○	※2
(3)	試験機器及び応急復旧機材の配備	①	試験機器の配備	○	○	○	○
		②	応急復旧機材の配備	○	○	○	○
(4)	耐震対策	①	設備据付けに関する地震対策	○	○	○	○
		②	設備構成部品に関する地震対策	○	○	○	○
		③	①、②に関する大規模地震対策	○	○		
(5)	機能確認	①	予備機器の機能確認	○	○	○	○
		②	電源供給状況の確認	○	○	○	○
(6)	停電対策	①	予備電源の確保	○	○		
		②	発電機の燃料の確保	○	○		
(7)	送信空中線に起因する誘導対策		電磁誘導の防止	○	○	○	○
(8)	防火対策		火災への対策	○	○	○	○
(9)	屋外設備	①	空中線等への環境影響の防止		○	○	○
		②	公衆による接触の防止		○		○
(10)	放送設備を収容する建築物	ア	建築物の強度	○	○	○	○
		イ	屋内設備の動作環境の維持	○	○	○	○
		ウ	立ち入りへの対策	○	○	○	○
(11)	耐雷対策		雷害への対策	○	○	○	○

※1 基幹放送用周波数使用計画(昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号)の第1の9に定める放送局、第3に定める親局及び中継局

※2 番組送出設備、放送番組を親局へ送信するための中継回線設備、及び親局に設置される放送局の送信設備は、故障等を直ちに検出、運用者へ通知するための機能を設ける。

基幹放送の設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件（一覧表）

表4 超短波放送(FM放送)に係る措置項目と対象設備

大分類	措置項目		番組送出設備	中継回線設備		放送局の送信設備	
	小分類			親局※1へ送信※2	中継局※3へ送信	親局※1	中継局※3
(1)	予備機器等		予備機器の確保、切替	○	○	○	
(2)	故障検出	①	故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○	○
		②	やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	※4	※4	○	※4
(3)	試験機器及び応急復旧機材の配備	①	試験機器の配備	○	○	○	○
		②	応急復旧機材の配備	○	○	○	○
(4)	耐震対策	①	設備据付けに関する地震対策	○	○	○	
		②	設備構成部品に関する地震対策	○	○	○	
		③	①、②に関する大規模地震対策	○	○	○	
(5)	機能確認	①	予備機器の機能確認	○	○	○	
		②	電源供給状況の確認	○	○	○	
(6)	停電対策	①	予備電源の確保	○	○	○	
		②	発電機の燃料の確保	○	○	○	
(7)	送信空中線に起因する誘導対策		電磁誘導の防止	○	○	○	○
(8)	防火対策		火災への対策	○	○	○	
(9)	屋外設備	①	空中線等への環境影響の防止		○	○	○
		②	公衆による接触の防止		○		○
(10)	放送設備を收容する建築物	ア	建築物の強度	○	○	○	○
		イ	屋内設備の動作環境の維持	○	○	○	○
		ウ	立ち入りへの対策	○	○	○	○
(11)	耐雷対策		雷害への対策	○	○	○	○

※1 基幹放送用周波数使用計画(昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号)の第4に定める親局

※2 一事業者内の演奏所間回線を含む

※3 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局を含む。

※4 番組送出設備、放送番組を親局へ送信するための中継回線設備、及び親局に設置される放送局の送信設備は、故障等を直ちに検出、運用者へ通知するための機能を設ける。

基幹放送の設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件（一覧表）

表5 コミュニティ放送に係る措置項目と対象設備

措置項目		番組送出設備	中継回線設備		放送局の送信設備		
			親局へ送信	中継局へ送信	親局	中継局	
大分類	小分類						
(1)	予備機器等	予備機器の確保、切替	○				
(2)	故障検出	① 故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○		○	
		② やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	○	○		○	
(3)	試験機器及び応急復旧機材の配備	① 試験機器の配備					
		② 応急復旧機材の配備					
(4)	耐震対策	① 設備据付けに関する地震対策					
		② 設備構成部品に関する地震対策					
		③ ①、②に関する大規模地震対策					
(5)	機能確認	① 予備機器の機能確認					
		② 電源供給状況の確認					
(6)	停電対策	① 予備電源の確保					
		② 発電機の燃料の確保					
(7)	送信空中線に起因する誘導対策	電磁誘導の防止					
(8)	防火対策	火災への対策	○			○	
(9)	屋外設備	① 空中線等への環境影響の防止				○	○
		② 公衆による接触の防止					
(10)	放送設備を収容する建築物	ア 建築物の強度	○			○	○
		イ 屋内設備の動作環境の維持					
		ウ 立ち入りへの対策	○			○	○
(11)	耐雷対策	雷害への対策					

基幹放送の設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件（一覧表）

表6 BS放送、東経110度CS放送に係る措置項目と対象設備

措置項目		番組送出設備	中継回線設備	地球局設備	放送局の送信設備	
大分類	小分類					
(1)	予備機器等	予備機器の確保、切替	○	○	○	○
(2)	故障検出	① 故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○	○
		② やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	※1	※1	※1	※1
(3)	試験機器及び応急復旧機材の配備	① 試験機器の配備	○	○	○	
		② 応急復旧機材の配備	○	○		
(4)	耐震対策	① 設備据付けに関する地震対策	○	○	○	
		② 設備構成部品に関する地震対策	○	○	○	
		③ ①、②に関する大規模地震対策	○	○	○	
(5)	機能確認	① 予備機器の機能確認	○	○	○	○
		② 電源供給状況の確認	○	○	○	○
(6)	停電対策	① 予備電源の確保	○	○	○	
		② 発電機の燃料の確保	○	○	○	
(7)	送信空中線に起因する誘導対策	電磁誘導の防止	○	○	○	
(8)	防火対策	火災への対策	○	○	○	
(9)	屋外設備	① 空中線等への環境影響の防止		○	○	
		② 公衆による接触の防止		○	○	
(10)	放送設備を収容する建築物	ア 建築物の強度	○	○	○	
		イ 屋内設備の動作環境の維持	○	○	○	
		ウ 立ち入りへの対策	○	○	○	
(11)	耐雷対策	雷害への対策	○	○	○	
(12)	宇宙線対策	宇宙線等への対策				○

※1 番組送出設備、放送番組を親局へ送信するための中継回線設備、及び親局に設置される放送局の送信設備は、故障等を直ちに検出、運用者へ通知するための機能を設ける。

基幹放送の設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件（一覧表）

表7 マルチメディア放送（V-High）に係る措置項目と対象設備（H25.7.10電監審答申）

講じるべき措置 （大項目）	講じるべき措置 （小項目）	番組送出 設備	中継回線設備			放送局の送信設備		
			大規模な放送局 へ送信※1	中規模な放送局 へ送信※2	小規模な放送局 へ送信※3	大規模局な 放送局※1	中規模な放送局 ※2	小規模な放送局 ※3
(1) 予備機器等	予備機器の確保、切替	○	○	○	不要※4	○	○	不要※4
(2) 故障検出	① 故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○	○	○	○	○
	② やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	×	×	○	○	×	○	○
(3) 試験機器及び応急復旧機材の配備	① 試験機器の配備	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
	② 応急復旧機材の配備	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
(4) 耐震対策	① 設備据付けに関する地震対策	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
	② 設備構成部品に関する地震対策	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
	③ ①、②に関する大規模地震対策	○	○※7	不要※4	不要※4	○	不要※4	不要※4
(5) 機能確認	① 予備機器の機能確認	○	○	○	不要	○	○	不要
	② 電源供給状況の確認	○	○	不要※4	不要※4	○	不要※4	不要※4
(6) 停電対策	① 予備電源の確保	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
	② 発電機の燃料の確保	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
(7) 送信空中線に起因する誘導対策	電磁誘導の防止	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
(8) 防火対策	火災への対策	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
(9) 屋外設備	① 空中線等への環境影響の防止	不要※5	○※7	○※7	○※7	○	○	○
	② 公衆による接触の防止	不要※5	○※7	不要※4	不要※4	○	不要※4	不要※4
(10) 放送設備を収容する建築物	ア 建築物の強度	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
	イ 屋内設備の動作環境の維持	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
	ウ 立ち入りへの対策	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
(11) 耐雷対策	雷害への対策	○	○※7	○※7	○※7	○	○	○
(12) 宇宙線対策	宇宙線等への対策	不要	○※6	○※6	○※6	不要	不要	不要

※1 基幹放送用周波数使用計画の第5に定める、テレビジョン放送における親局及び中継局に相当する空中線電力を使用する放送局のうち、※2、※3以外の放送局
 ※2 3W超から50W以下の放送局であって、非再生中継方式のものに限る
 ※3 3W以下の放送局

※4 放送の停止等の影響を及ぼす範囲が限定的であるため、措置を要さない。
 ※5 番組送出設備には、屋外設備は含まれないことから、措置を要さない。
 ※6 中継回線設備のうち、人工衛星に設置される電気通信設備に適用する。
 ※7 中継回線設備のうち、人工衛星に設置される電気通信設備については、措置を要さない。